

北海道教育委員会会議審議概要（令和5年第9回）

1 公開案件の審議

(1) 報告1 北海道教科用図書選定審議会からの答申について

ア 説明員 川端学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【川端学校教育局長兼ICT教育推進局長】

本年4月13日の教育委員会で御審議いただいた北海道教科用図書選定審議会に諮問した事項のうち、採択基準についての答申があったので、報告します。

はじめに、資料11ページと12ページにある諮問の写しを御覧ください。今回の諮問事項は、12ページにあるように令和6年度（2024年度）から義務教育諸学校で使用する小学校用教科用図書及び令和6年度（2024年度）に義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてです。

1点目は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、北海道教育委員会が示す採択基準及び採択参考資料についてです。

2点目は、道立特別支援学校の小学部で令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書並びに令和6年度（2024年度）に小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を北海道教育委員会が採択する場合の基準についてです。

この諮問事項のうち、このたび答申のあった採択基準について説明します。資料3ページを御覧ください。「1」では、6行目にあるように、道教委が市町村教育委員会等に示す採択基準が「別記1」及び「別記2」であることが記載されています。次に、「2」では、道立の特別支援学校の小学部で令和6年度（2024年度）から使用する教科用図書及び小・中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する基準が記載されており、(1)は、選定委員会を設置し、

その報告に基づき採択すること、(2)は、令和6年度(2024年度)から使用する小学校用教科用図書の採択に当たっての基準、(3)は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっての基準となっています。次に、4ページの「3」では、道教委が市町村教育委員会等に示す参考資料について説明をしています。

次に、5ページを御覧ください。道教委が市町村教育委員会等に示す採択基準について、「別記1」として示されています。「1」は、市町村教育委員会が共同で採択する場合の基準です。同一採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて協議会を設置し、調査委員会を設けて調査研究を行い、当該採択地区内の公立の小学校において使用する教科書を種目ごとに1種を選定すること等、事務手続が示されています。また、7ページの「2」では、市が単独で採択する場合について、「3」では、複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合について、「4」では、国立及び私立学校の校長が採択を行う場合について、それぞれ基準が示されています。

次に、9ページと10ページに、「別記2」として、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準について、示されています。「1」では、小学校及び中学校の特別支援学級において採択できる図書について、「2」では、道立を除く特別支援学校において採択できる図書について、「3」では、採択に当たって十分考慮することについて、「4」では、調査・研究に向けた採択参考資料の活用について、「5」では、一般図書の採択に当たって留意する事項について、「6」では、採択結果などの積極的な公表について、それぞれ記載されています。

以上が、採択基準の概要です。今後、この答申に基づき、道教委として採択基準を決定し、採択権者である各市町村教育委員会、国立及び私立の義務教育諸学校長に通知し、採択が適正かつ公正に行われるよう、指導助言に努めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

まず、北海道の学力等を考えて、これから教科書を選ばれると思うのですが、やはりそろそろデジタル教科書も何か基準になるような、もっと切磋琢磨<sup>きたく</sup>して良いデジタル教科書が増えてきたら良いのではないかというのが1点目です。

それから2点目は、9ページには採択基準として児童生徒の障害の種類・程度・能力・特性に最もふさわしい内容ということで、とても詳しく書いているのですが、その重さに関して、なるべく軽く、持ちやすく、持ち運びやすく、取り扱いやすくといったことが一切、記載されていないのではないかと思います。北海道は、特に遠方から通う子供たちが多いと思うので、全員がバスに乗って通うわけではなく、長い道のりを歩くことを考えると、やはり、重さについてどこか一行でも触れてもらわないと、北海道の子供たちの持ち帰る教科書の重さは、小学校、中学校ともっと重くなっていくのではないかと少し不安に思っているところがあるのですが、そこについて、いかがでしょうか。

**【川端学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

まず1点目のデジタル教科書については、次年度、小学校の英語について紙の教科書と併せて配布されるということで、順次、教科書会社でも調査研究をしているところだと思いますので、そうした状況を収集しながら、私どもも調査研究していきたいと思っています。

あと、2点目の重さについては、単独の教科書それぞれの重さというのもありますが、組合せによって重さが変わったりするものですから、そのものの重さに対する配慮というものはもちろんですけども、例えば、今日はどの教科の教科書を持ち帰ってどのような家庭学習をするのかですとか、どのような家庭学習をさせたいから授業ではここまで教えようですとか、そういった授業改善の一つの視点として指導していくということも私どもとしては大事ではないかと思っていますし、重さについてはいろいろな世論とかでも話題になっていることですので、どのような工夫ができるのかということをしっかり考えて学校に伝えていきたいと思っています。

**【青山委員】**

懸念として、やはり、全ての教科書が辞典くらいの分量になると、本当に一つ一つの内容は素晴らしいけれども、重すぎるということもどこかで配慮がないと、教科書会社も一生懸命作られていると思うので、そこの工夫もしていきましょうということを投げ掛けてほしいと思います。

**【大鐘委員】**

採択の基準ということで、全体的には非常に丁寧に採択の流れが記述されていると理解しています。その中で、例えば5ページの別記1「1 市町村教育委員会が共同で採択する場合」ですが、現実にはこのケースが一番多いのかなと思います。その中で(3)の「ア 目的」の(イ)で、「協議会は、当該採択地区内の公立の小学校において使用する教科用図書を、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、それぞれの地域の実態などに応じて、種目ごとに1種を選定するものである」と書いてあります。実際に協議会等で選定の作業に入っていく段階で、採択の実際の具体的な観点というものが必要になってくるだろうと思います。学習指導要領の目標・内容や地域の実態だけでは選定・採択していけないと思うので、どこかの時点で、より詳しい採択の観点が示される必要があるかと思うのですが、その辺は今後どういうところで示されるようになるのでしょうか。

**【川端学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

この基準を踏まえ、今、北海道として市町村の参考になる採択参考資料というのを調査研究して作成しているところです。その中で例えば、「主体的・対話的で深い学び」に関してはこのような取扱いがされているなど、全社共通して同じ項目を設けて採択するときの参考になるように、詳細に示すこととなっています。

**【川端委員】**

重さというのは、教科書だけではなく、ドリルや地図帳、ワークもあり、高学年になれば5教科の授業が同じ日にある場合もあり、その場合は「置き勉」が許されていたとしても、とてつもない量になるの

で、学校に置いてきてしまい、宿題をするときになってあの教科書が足りないといったことはよくあることだと思います。ここは、北海道として、国の方にもそういうものがデジタル化とかも含めてどうあるべきかということの是非、今後検討していただきたいという思いがあります。

もう一つは、それぞれの地域の実態に応じて、これから採択の際の見方を示すものをお作りになるということですが、私たちが今抱えている問題、学力・体力が全国的に下位にあるというところを含めて、今北海道が直面している課題というものが、どういうものであるかということも踏まえて採択していくような、見方をできるものを作り上げていただけたら有り難いと思っています。

教科書がカラーになってすごく良いのですが、とにかく重く、付属の資料で一杯になり子供たちも大変なので、そこも含めてよろしくお願いします。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(2) 報告2 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ア 説明員 山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
- イ 結論 報告を了承
- ウ 審議内容

【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へと移行され、3年余りに及んだ感染症への対応が一つの節目を迎えました。

資料2ページを御覧ください。こちらは、学校における感染症対策を簡単にまとめたものです。下段は5月8日からの対応になります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、学校保健安全法施行規則が改正され、「出席停止」の取扱いは、これまでの「発症から7日間」から「発症から5日間が経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とされました。また、学校における感染症対策として、衛生管理マニュアルが改定され、換気の確保、手指衛生やせきエチケットの指導は引き続き重要であるとした上で、感染状況が落ち着いている平時には、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと、一方、感染の流行時には、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、また、身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じることを示しています。

3ページを御覧ください。3ページからは、道教委が本年4月28日に発出した通知文になります。中段にある記の2では、出席停止措置の取扱いに関する留意事項として、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨することを示しています。記の3では、濃厚接触者の特定が行われなくなったことにより、同居している家族が感染した場合や、感染対策を行わずに患者と飲食を共にした児童生徒も、直ちに出席停止の対象とする必要はないことを示しています。記の5では、引き続き、発熱等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒や保護者に周知・呼び掛けを行

うこと、及び軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限する必要はないことなどを示しています。

14ページ以降については、5類移行に伴って新たに整理された衛生管理マニュアルとなっています。

33ページを御覧ください。学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応ガイドラインであり、こちらには、出席停止の措置や臨時休業の判断について示されています。

続いて、35ページを御覧ください。こちらは、5類移行後の感染症対策について、児童生徒及び保護者の皆様に御理解と御協力をいただけるよう、道教委において作成したリーフレットであり、5月2日に各道立学校及び各市町村教育委員会に送付したところです。この中では、中段になりますが、出席停止等の取扱いのポイントとして、出席停止の期間の例示や、濃厚接触者や症状がある場合の取扱いが変わったこと、また、下段になりますが、出席停止後の登校の際は陰性証明の必要がないことなどを示しています。

36ページを御覧ください。上段には臨時休業の考え方を、中段には「平時」と「感染症流行時」の感染症対策を示しており、下段では、感染やマスクの着脱による差別・偏見を行わないよう呼び掛けています。

道教委としては、各学校が、できるだけ混乱なく、円滑に教育活動を展開できるよう、引き続き、学校の感染拡大の状況や感染症対策の取組状況等を把握し、それらを踏まえながら、感染拡大の防止と子供たちの健やかな学びの保障に努めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【川端委員】**

この3年間コロナのいろいろな対応が変わり、このマニュアルを、もしかしたら1か月に1回以上も変更していただいて、学校で混乱なく運営をしてくださったことに大変感謝をしています。

この8日から5類に変わったことで、今日このように示されているものが各学校で既に配られ始め、対応しているところではあると思うのですが、やはり親の方も、5類になったから安心だというような安堵感<sup>と</sup>があって気が緩むのですが、実はこれをひもといてみると、基本的な感染対策は自分たちでしっかりして、具合が悪いときは、常識の範囲で休んだり来たりしてくださいということを説明している文面にはなっていると思います。特に、リーフレットの最後、36ページ目にある平常時と感染流行時というところを、保護者の方がうまく、ひもといていただけたら良いと思います。

そこで一つお願いというか、提案があります。新型コロナウイルス感染症というと、すごく、ぐっとくるのですが、5類の中にある病気について何があるのかと思って調べてみると、インフルエンザや、はしか、みずぼうそうのように、子供たちが当たり前に日々かかっているような病気と同じ位置付けになっています。それぞれの病気では、何日登校してはいけないということがあり、例えば、みずぼうそうであれば、かさぶたが取れるまで登校してはいけないというようなことがあると思います。恐らく幼児教育の中では、こういう病気にかかったら来ないでください、この場合はこうですよというようなリーフレットが配られていますが、もしかすると親の方も、そういった自分が普段直面しているような病気と新型コロナウイルス感染症がどのようにリンクしているか意外と分かっていないと思うので、今一度、そういうものに相当するものだとすることを知らせる必要があるのではないかと思います。国のものを見ると、5類の病気は静養期間が指定されますというようなことが書いてありますが、親御さんも、子供が小さいうちは母子手帳も見るのでよく分かるのだと思うのですが、高校生くらいになると病気の種類のことさえも忘れてきていると思うので、分かりやすいリーフレットを今一度配って、「みんなで気を付けていこうね」というようなお知らせもしていただければ非常に有り難いと思うので、是非お願いします。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**



ちょうど2類相当から5類に変わって中高生も含めて意識が高まっているこの段階で、例えば、養護教諭が中心となり毎月のように発行している保健だより等を使いながら小中高で、5類とはどのようなものか、また、みずぼうそうは何日間出席停止になるかなど、そういったことを表にして見やすい形で改めて周知することを検討していきます。

**【川端委員】**

よろしくをお願いします。

**【清水委員】**

感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて、資料の8ページやリーフレットにもいろいろ書いてあります。合理的な理由があると校長が判断する場合における校長の裁量の幅についてですが、8ページの上のところを見ますと、「同居家族に高齢者、基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合」ということですから、相当程度厳格に判断すると、「他に手段がない」ということが一応要件になっているかと思います。また、医療的なケアを必要とする児童生徒等については、主治医の判断ということになっているので、校長先生が判断する場合は、非常に難しい判断になってくると思うのですが、基本的な考え方としては、「他に手段がない」ことについて、それなりに厳格に判断するといった姿勢で臨むという理解でよろしいでしょうか。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

明確に、こういった病状のある方が同居家族にいる場合などということはありません。校長の判断で迷う場合は学校医へ相談したり、もちろん保護者等の意見も聞いたりしながら、個々の判断をしていくこととなります。また、休む場合においてもICTを使った学習機会の保障ということもきちんと説明した上で、自宅で休むのか、それとも登校するのかということは、校長だけではなく、保護者や学校医等の意見も聞きながら、ケースバイケースになっていくと考えます。

**【清水委員】**

事例の集積等も踏まえながら、具体的に判断していくことになるという理解でよろしいでしょうか。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

はい。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 報告3 「北海道総体おもてなし活動」について

- ア 説明員 山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
- イ 結論 報告を了承
- ウ 審議内容

【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

北海道実行委員会では、全国から訪れる多くの人々を「おもてなしの心」で迎えるため、昨年度から、「Four Seasons Festival」と称した4つの季節ごとの広報イベントに取り組むこととしています。現在までに、昨年度は、夏フェス、秋フェス、冬フェスを実施しており、今週土曜日、5月13日には、インターハイ直前のイベントとして、道新ホールにおいて「春フェス」を実施します。

春フェスの目的は、北海道高校生活動推進委員会が中心となって、受付等の運営に携わり、来場される道内の方々に向けて北海道インターハイをPRするとともに、アスリートゲストによる講演等を通じて、スポーツとの向き合い方などを考えるきっかけとなるような広報イベントを開催し、機運の醸成を図ることとしています。

具体的な内容の一つ目としては、会場ロビーにおいて、道内の会場地及び競技種目を紹介するパネルを掲示した特設ブースを設置し、広報物の配布や、特別支援学校の生徒が本道を訪れる人々へのおもてなしの気持ちを込めて手作りしたベンチなどを展示します。

二つ目としては、2名のアスリートゲスト、元日本ハムファイターズの杉谷拳士氏、元バレーボール日本代表の栗原恵氏をゲストとした講演のほか、推進委員会の生徒が、事前に全道の各高校から募集した競技者目線等の質問をするなどのトークを繰り広げることで、小・中学生をはじめ、来場される方々がインターハイやスポーツに関心を持ち、北海道インターハイを盛り上げることに繋がる内容を予定しています。

春フェス以降もSNSや新聞等、様々な媒体を活用して、広報活動を引き続き展開するとともに、各学校で行う支部大会の壮行会などに

おける本大会のPR、また、開催市町において、全国から集まるインターハイに出場する選手に向けた応援メッセージを子供から大人まで年齢を問わずに募集し、町の体育施設や道の駅などの公共施設等で掲示、また、人が集まる商業施設等でのPRなど会場地の実行委員会や関係機関・団体と連携・協力を図りながら効果的な取組を進め、より一層、大会成功に向けた機運醸成を図る取組を進めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【川端委員】**

当日は良いトークショーになることを期待していますが、特別支援学校の生徒の作品展示で「ベンチ」とあるのですけれども、今回展示した後、本番の会場などに置かれるのでしょうか。

**【松井高校総体推進課長】**

はい。木製の手作りのベンチで背もたれが付いているものと、背もたれないものがあります。これらは展示の後、全ての競技会場というわけにはさすがにいきませんが、競技会場でも実際に使っていただけるように設置したいと考えています。

**【川端委員】**

今回このインターハイの「おもてなし」を始める最初の人に、特別支援学校の子供たちが関わられることをお願いしたいと言ってきたと思うのですが、そうした作品を通して、競技として参加できなくても、自分たちも参加している、参加できるというところが一つ表現できて、すごくうれしく思っています。会場に置いたときもどのように作ってきたのかというポップなども作って、是非応援している姿を見せてほしいと思っています。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(4) 報告 4 令和5年春の叙勲受章者（学校教育関係及び学校保健関係）の決定について

- 報告を了承